

1. はじめに 問題関心と本稿の意義

本稿の目的は、明治 20 年代の九州に点在した三菱の事業所（当時の慣例で場所と呼ぶ）と、三菱本社との間で交わされた社内文書には、内容により在長崎管事・三菱炭坑事務所長・長崎支店支配人（1894 年 1～10 月）の三職が介在したことを示すことである¹。これは筆者が三菱史料館にて現在研究している、在長崎管事・三菱炭坑事務所長・長崎支店支配人の同時代的役割と歴史的意義の考察の下準備でもある。三職の存在は、『例規大全』や『岩崎彌之助伝』等から制度的、文献的に裏付けられる²。しかし三職が業務に従事していたことを史料分析から復元するという試みは、これまで行われていなかった。その理由として、例えば①複数の史料を横断的に調査することに史料の制約がある。②業務に従事していたという「当然のこと」を証明する必要性に疑問がある。③この作業から得られる意義もしくは展望が不明瞭である。といったことが挙げられよう。しかし本稿の試みは、三菱の経営管理組織の研究上不可欠なものとして筆者は考えている。これを説明するために、まず先行研究における三職への理解を振り返る。

三菱の経営管理組織の研究上、三職の役割は概して低評価であり、とりわけ長崎管事の役割は疑問視されている。例えば長沢（1981）は、「おそらく、急激に拡大する事業に、場当たり的に対応して、組織を作った結果」設置されたと評し、三菱造船所（以下造船所）を対象とした武田（2001）も、その役割を否定している³。三菱炭坑事務所に研究上の評価はなく、長崎支店は、三菱本社が三菱合資会社と改組改称し様々な改革を断行する中での抵抗勢力と位置付けられた⁴。このように、三職の役割には消極的な見解が取られている。

しかし、先行研究の見解にはいくつかの疑問が生じる。例えば長崎管事は、その役職が数年間しか存在しなかったことが、場当たり的な対応で設置されたものであったことを即座に意味するのであろうか。そして武田（2001）が分析した造船所は、九州各場所の中でも早期に本社直轄とされた場所である。このような場所の史料に、一見して長崎管事の名が確認されなかったことが、その役割を否定する有力な根拠たりえるのであろうか。また長崎支店を改革の抵抗勢力とみなす見解は、一史料の解釈に基づくものである⁵。しかし史料中の文言は、解釈によっては業務効率化を提言しているようにも捉えられる。解釈に「ぶれ」が見られる場合、一史料のみに依拠するのではなく、より多くの史料から長崎支店および同店支配人の経営構想を考察することが求められよう。

そして筆者には、三菱の経営管理組織がいわゆる「場所制度」、「部制」、「事業部制」に移行する時期（明治 20～40 年代）において、その当初に設置された三職の役割を、単なる場当たり的な対応としてではなく、この過程の中に位置づけることが重要であるように感

* 神戸大学大学院経済学研究科博士課程後期課程／三菱史料館研究員

じられる⁶。明治10年代後半、三菱は「海から陸へ」と言われる炭坑業や造船業への進出に活路を求め、明治20年代には筑豊へ進出し、三菱の事業は拡大基調にあった。三職はこのように時代に設置されたのであるから、何らかの必要性を認められたと考えることが自然なように思われる。長崎管事は「炭坑及ヒ造船所ノ事務ヲ総理セシム」役職として、三職の中で最も早く設置された⁷。同職の初出は、長崎に滞在していた社長岩崎彌之助が本社へ送った手紙であり、その後本社から正式に設置が通知されたという意味で長崎管事は特殊な経緯を有している⁸。このような時代背景、設立の経緯を有する三職（とりわけ長崎管事）が、その場しのぎの実態のないものであったと捉えられていることに疑問を感じている。以上が筆者の問題関心である。

この関心のもとに行われる本稿の作業が、研究上いかなる意義を有するのであろうか。筆者の最終的な目的を要約すれば、「長崎管事を筆頭とする三職の役割を、三菱の経営管理組織の研究上に位置づけ再評価すること」である。これの達成には、三職の業務・職掌を明確にし、その改廃・整理統合の過程を分析し、先行研究と照合した上で何らかの見解を導くことが求められる。しかし一部の先行研究において、三職はその役割だけでなく業務そのものの存在が疑問視されている以上、「業務が存在したこと」、簡単に言えば「仕事をしていたこと」を示す必要がある。そして、これが達成されて初めて三職の意義を再評価する土台が形成される。以上が本稿の目的とその意義である。

本稿は次のように構成される。まず三職それぞれの職制の変遷と、この時期の社内文書の様式を確認することで、後段の展開の一助とする（第1章）。次に史料分析により、1887～1890年は長崎管事（第2章）、1891～1893年は長崎管事と三菱炭坑事務所長（第3章）、1894年は長崎支店（第4章）、それぞれが場所一本社間の書簡送受に関与したことを、可能な限り明らかにする。

2. 三職の概要と社内文書の様式

2-1. 三職の概要

まず明治20年代における在長崎管事・三菱炭坑事務所長・長崎支店支配人の変遷、九州各場所と三職の関係を確認する。表1は明治20年代（1887～1897年）前後の三職の変遷を示したものである。在長崎管事は1887年から1893年まで置かれた役職である。この管事という役職は三菱における社員の最高職であり、原則的に本社にのみ置かれた。しかし明治20年代には、同職を長崎に置くことが決定されたので、在長崎という語句が付せられ、本社に勤務する管事と区別されている。長崎管事に就任したのは山脇正勝のみである。

次に三菱炭坑事務所は1890年に、三菱の筑豊進出に伴い設立された。九州諸炭坑の統括を業務とし、これは長崎管事の職掌のうち、人事権を除く項目のうち炭坑業に関するものが該当する。1893年に若松支店と改称され、翌1894年からは筑豊諸炭坑から産出された石炭の運炭を専業とする場所となった。三菱炭坑事務所には、所長・支配人・鉦山師長の三名がトップに据えられた。所長は山脇正勝、支配人は徳弘為章、鉦山師長は南部球吾で

ある。若松支店と改称されてからは所長と鉱山師長は廃止され、徳弘が支配人に着任した。

最後に長崎支店は、はじめ高島炭坑長崎事務所と呼ばれ、高島からの出炭を管理する組織であった。1890年に長崎支店と改称され、三菱炭坑事務所の管理下に置かれたが、高島炭坑からの出炭管理は長崎支店の業務として取り扱われた。1894年に三菱炭坑事務所（若松）が若松支店と改称されたのち、長崎支店は長崎管事・旧炭坑事務所の業務を同年10月まで代替した⁹。長崎支店のトップは、高島炭坑長崎事務所の頃は所長山脇正勝・支配人瓜生震、改称後は瓜生震（1890～1892年）、川淵正幹（1893年）、山脇正勝（1894年）である。以上が三職の概要である。

表1 三菱の九州管理組織および役職(明治20年代)

役職または組織名	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897
長崎管事(役職)												
長崎支店(組織)		高島炭坑長崎事務所			長崎支店と改称 (1890/12/23)							※10月まで
三菱炭坑事務所(組織)					直方に設置 (1890/12/23)			若松支店と改称 (1893/12/20)				
						若松へ移転 (1891/11/25)						

(注) 1. 塗りつぶしの部分は、役職または組織の存在した期間を示す。
2. 各機関の職掌または業務に変化が生じた場合、それ以降の年は斜線を付している。
〔出典〕『例規大全 一』(MA-01139)、三菱史料館蔵。

下表では三職の職掌の変化を示した。ここから各場所一本社間の書簡送受と三職の関係は、時期により区分されることが明らかとなる。制度上、1887～1890年間は長崎管事、1891～1893年間は長崎管事と三菱炭坑事務所長、1894年は長崎支店が、各場所一本社間の書簡送受に内容次第で関与していた。したがって、これらを史料から裏付けることで、本稿の目的は達成されることになる。

表2 三機関の時期ごとの職掌

時期	長崎管事	三菱炭坑事務所	長崎支店
1887～1890	人事・設備投資・意見交換・副申	未設立	高島炭坑出炭管理
1891～1893	人事(全場所)・設備投資(造船所のみ)	設備投資・意見交換・副申(炭坑業のみ)	高島炭坑出炭管理
1894	廃止	若松支店に改組	人事・意見交換・副申(いずれも炭坑業のみ)

(注) 炭坑業には出炭・運炭・売炭いずれの現業部門も含めている。
〔出典〕『例規大全 一』(MA-01139)、三菱史料館蔵。

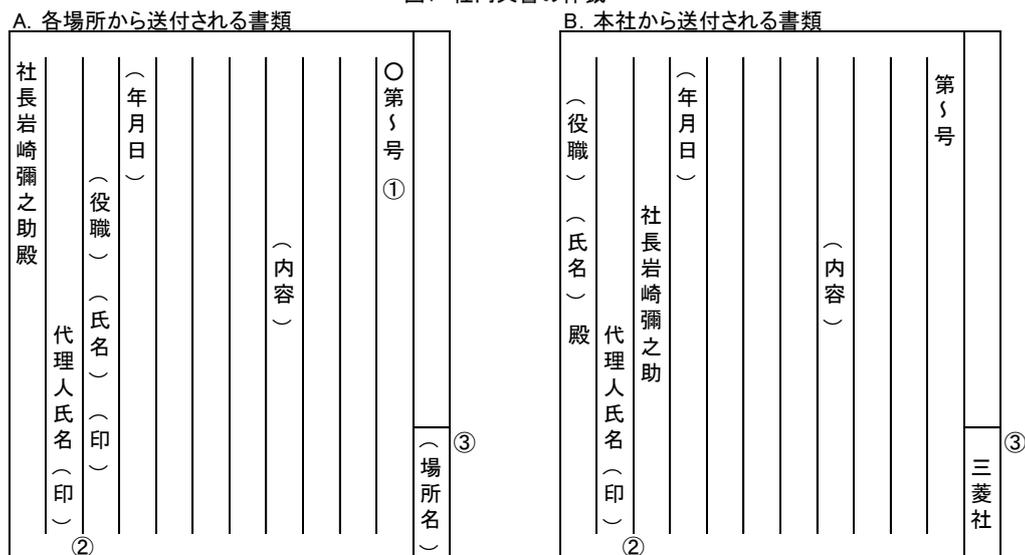
2-2. 書簡の様式

ここでは各場所一本社間で交わされる書簡の様式を説明する。この作業は、様々な書簡に共通する特徴を明らかにすることで、今後の作業を容易にすることを意図している。

図1は各場所から本社へ(A)、本社から各場所へ(B)送付される書簡の標準的な体裁を示したものである。図中①～③は、書簡の概要を判断する基準となる要素である。①「○第～号」は、書簡の内容を大まかに示したものであり、「○」部分には書簡の内容を簡略に示す一語が入る。例えば「会第11号」は経理に関する11番目の書簡、「職第20号」は労務管理に関する20番目の書簡を意味する。また書簡番号の下には、受取先的人物の確認印

が押されることが一般的であるため、捺印者の所属が判明すれば、(A)を受け取った組織も明らかになる。なお①は付されない場合もある。②は書簡の作成者を記したものである。例えば「長崎支店支配人瓜生震 印〔瓜生〕」と記され、代理人が作成する場合は「社長岩崎彌之助 代二橋元長」と記される。最後に③からは、書簡作成場所を特定することができる。Aであれば三菱造船所、新入炭坑、鯉田炭坑といった場所名が印字されている。Bは「原則的に」三菱社すなわち本社のものである。

図1 社内文書の体裁



(注) 本稿の分析をもとに筆者作成。

以上が各場所から本社へ、本社から各場所へ送付された書簡の共通点である。この他にも文章中に様々な語句が現れるが、それらは適宜取り上げる。

3. 長崎管事 (1887~1890 年)

前章では制度上の三職の分類と書簡から読み取れる情報を整理した。本章以降では、表 2 で示した時期区分に従い史料分析を行い、三職が各場所一本社間に介在した事実が史料上どのように表れているのかを明らかにする。

まず 1887~1890 年間における本社・長崎管事・各場所の書簡送受を検証するが、そもそも本社一造船所間の書簡に長崎管事を経由するケースが存在していたのかどうかということが疑問に挙げられるであろう。1890 年、造船所に「従来社員之進退黜陟〔進退賞罰のこと。引用者注〕ニ付テハ在長崎管事ヨリ申出候処以来ハ其所長之署名ヲ以テ本社ニ可申出事」と書簡が送付されているので、長崎管事が本社一造船所間の書簡送受に関与していたことが示されるが、実証として不十分である¹⁰。より求められることは、「本社一長崎管事一造船所」という情報伝達経路を、史料から復元することである。本章では 1890 年時点での本社・長崎管事・造船所の史料を主に用いる。

3-1 本社から場所へ

まず 1890 年において、本社から造船所へ送付された書簡数は、史料上 88 通である。本社から造船所へ送られる書簡の作成者は、名義上「社長岩崎彌之助」であるが、「管事山脇正勝」と記載された書簡も存在する。長崎管事名義のものは、88 通中 3 通存在し、例えば次の史料がある。

〔史料 1〕

〔罫紙〕長崎 三菱炭坑事務所〔①〕

第三号

管第四十六号〔②〕ヲ以テ若林貫一備入之件御申出之趣承知仕候即チ別紙■■■及御差廻候間本人へ渡方御取計有之度〔中略〕

二十三年九月二十三日 管事山脇正勝〔川淵〕〔③〕

三菱造船所長 御中

この史料は、若林貫一の採用を認めたので必要書簡を提出することを求めた書簡である。ここから書簡は炭坑事務所で作成されたこと〔①〕、管第四十六号の「管」は、当時長崎管事から本社へ送る書簡に付される語句であり、造船所の従業員採用は長崎管事名義で本社に上申されたこと〔②〕、長崎管事山脇正勝の名義で造船所に通知されているが、この書簡を執筆したのは炭坑事務所の川淵正幹であったこと〔③〕。以上 3 点が明らかとなる¹¹⁾。

これが造船所の人事案件を長崎管事が扱った証拠の一つである。それでは〔史料 1〕のように、「本社から造船所へ送られた書簡の集成」の中に、「実際は炭坑事務所で作成された書簡」はどれだけ含まれているのであろうか。これを示したものが表 3 である。一見して明らかのように、炭坑事務所で作成された書簡の大半が「社長岩崎彌之助名義で川淵正幹により」作成されていた。炭坑事務所は高島炭坑の出炭・運炭・売炭を管轄する組織であり、長崎管事が事務所を置く場所であった。この書簡は造船所の人事案件であるから、高島炭坑関連業務ではなく、長崎管事の職掌である。つまり炭坑事務所の罫紙を用いて作成された岩崎彌之助名義の書簡は、本社から長崎管事を経由して造船所に送付された書簡である。これは長崎管事が本社—造船所間に介在していた事実を示すものといえよう。

表3 本社発造船所宛書簡における炭坑事務所罫紙利用数(1890年中)

月日	作成者	代理人	宛先
1月3日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
2月6日	社長 岩崎彌之助	瓜生震	山脇正勝
4月11日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
4月23日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
5月2日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
5月16日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
5月28日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
6月13日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹(?)	山脇正勝
7月11日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
7月17日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
7月19日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
8月5日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
8月8日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
8月8日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
9月17日	管事山脇正勝	川淵正幹	造船所御中
9月23日	管事山脇正勝	川淵正幹	造船所御中
10月8日	管事山脇正勝	山脇正勝	造船所御中
12月24日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝
12月30日	社長 岩崎彌之助	川淵正幹	山脇正勝

【出典】『本社来翰第1号(C号)明治21年5月-明治24年12月分』(MA-12066-002)、三菱史料館蔵。

(注) (?)は推定であることを示す。

3-2 場所から本社へ

しかしながら、これは本社から造船所に送られた書簡だけを用いた見解であるから、長崎管事が本社一造船所間に関与したことを示す証拠としては若干弱い。本来ならば、本社・長崎管事・造船所各々が送受した同一案件に関する書簡を時系列的に示すことが求められるであろう。そこで本稿は、長崎管事の職掌の一つである人事について、1890年に造船所の従業員となった山本金一に関する史料から、長崎管事を中継した本社一造船所間の情報伝達の過程を示す。

表4は、山本金一の採用に関わる書簡を時系列で整理したものである。これにより、山本金一の採用は「長崎管事から本社に上申され、これを認めた本社が長崎管事に回答を送り、炭坑事務所では社長名義の回答が作成され造船所に送付する」という過程を経て決定されたことが判明する。造船所に必要書類が送られ、本社へ返送されたのか否か、それを示す直接的な書簡は存在しない。しかし1890年8月、造船所へ本社から山本に関する必要書類の送付を催促する書簡が送られ、同年9月には本社から長崎管事を経由して書簡の不備が造船所へ伝えられているため、造船所から本社へ必要書簡が送付されたことが、間接的に把握される¹²。

表4 1890年における山本金一採用に関する本社・長崎管事・造船所の書簡(抜粋)

日付	作成者	送付先	経路	本文	備考
2月24日	長崎管事 山脇正勝	社長 岩崎彌之助	長崎管事→本社	過半滞京中略申上置候造船学士山本金一月給四十円ニテ造船所へ御備入相成候様仕度	
3月1日	社長 岩崎彌之助	長崎管事 山脇正勝	本社→長崎管事	造船所技士山本金一雇入之儀致承知候就テハ同人住所取願早速赴任之手続ヲ為致候	荘田平五郎代筆
4月11日	社長 岩崎彌之助	三菱造船所長 山脇正勝	本社(於炭坑事務所)→造船所	山本金一備使御印紙御送付候間本人へ御渡相成度 此段得貴意候也	罫紙は炭坑事務所 川淵正幹代筆
4月23日	社長 岩崎彌之助	三菱造船所長 山脇正勝	本社(於炭坑事務所)→造船所	別紙山本金一備使之御印紙及身元引受証用紙(中略)本人へ渡方御取計有之度	罫紙は炭坑事務所 川淵正幹代筆

【出典】『三菱炭坑事務所来翰 明治23-25年 在長崎管事来翰』(MA-12092-004)、三菱史料館蔵。

『管事宛本社来翰 明治23年』(MA-04437)、三菱史料館蔵。

『本社来翰第1号(C号)明治21年5月-明治24年12月分』(MA-12066-002)、三菱史料館蔵。

3-3. 高島炭坑の事例

ここまで造船所の事例により、長崎管事を仲介した各場所一本社間の書簡送受の存在が裏付けられた。また当該期には、造船所の他に高島炭坑と三菱炭坑事務所（長崎）が長崎管事の管轄に含まれていた。本節では高島炭坑の事例を取り上げ、当該期間の長崎管事介入の証拠を補強する。

〔史料 2〕

第五十号 二十三年八月二十九日

管第三十七号同第三十八号御書翰披見御申出之趣致承知候

〔中略〕

一 高島炭坑納屋頭荒木仙之助林田荒吉之兩人今度家計上之都合ヲ以テ廃業候ニ付テハ何レモ数年精勤致候者ニ付特別ヲ以テ各金五百円ツ、給与致度趣御申出之通致承知候間可然御取計相成候

右得貴意早々謹言

社長岩崎彌之助

代 荘田平五郎

在長崎

管事 山脇正勝殿¹³

〔史料 3〕

高第二百七十七号

慰労金 納屋頭荒木仙之助并林田荒吉今般都合ニヨリ 辞職願出候処何レモ永年間本業ニ従事シタルモノニ付特別ヲ以テ金五百円ツ、慰労トシテ贈与相成度伺第三九号及四一号ヲ以テ御申出之趣致承知候

〔中略〕

二十三年九月六日

社長岩崎彌之助代〔川淵〕

高島炭坑長

南部球吾殿¹⁴

上記 2 通の書簡から、2 名の納屋頭に慰労金を支給することが長崎管事を經由して高島炭坑に伝えられていることがわかる。そして高島炭坑が造船所と異なる点は、造船所の場合、管事から発信する書簡である「管～号」のみをもって本社に上申されていたが、高島炭坑は「伺三九号」・「伺四一号」という書簡を発信していた。1890 年の高島炭坑においては、この他に一件の事例から長崎管事経由の事実と「伺」の発信が確認される¹⁵。最後に図 2 は、1887～1890 年における長崎管事を經由した場所一本社間の書簡送受の方法を示したものである。

図2 1887～1890年における長崎管事を仲介した場所—本社間の書簡送受



(注) 本稿の結果をもとに筆者作成。

4. 長崎管事と三菱炭坑事務所長（1891～1893年）

前章に引続き、第3章では1891～1893年において、長崎管事と三菱炭坑事務所長の二職が本社—各場所間の書簡送受に介在したことを明らかにする¹⁶。両機関の職掌は、表2に示したように、長崎管事が人事全般、三菱炭坑事務所長が炭坑業に関わる設備投資・各場所との意見交換・副申である。

4-1. 長崎管事

4-1-1. 場所から本社へ（長崎管事経由）

ここでは長崎管事を中継する場所—本社間の書簡送受の存在とその過程を示す。本来ならば長崎管事が管轄した全ての場所に関して実証することが望ましいが、これは紙面の制約や史料の保存状態などが関連し非常に難しいため、1892（明治25）年における長崎支店—長崎管事—本社間の書簡送受を事例として取り扱う。

長崎管事が九州各場所の人事に関与していたことは、『管事来翰 明治25年』を参照すると、116通の人事に関する書簡を送付していた事実から裏付けられる。この中で長崎支店に関するものは38件あり、具体例は以下の通りである。

〔史料4〕

〔罫紙〕長崎 三菱社支店
別第二十六号〔莊田〕〔長谷川〕

長崎支店運炭方取締係雇

月給十二円 江夏才兵衛

右ハ今般依願解雇致候処全人義ハ数年来本務ニ従事勉勵致来候モノニ付特別ヲ以テ月給壺ヶ月御贈与相成度旨長崎支店支配人ヨリ別紙庶第二一号之通伺出候間御許可相成候様仕度此段副申仕候拜具

二十五年五月二十三日 管事 山脇正勝 印〔山脇〕

社長岩崎彌之助殿

別紙長崎ニ綴ル¹⁷

この史料は、長崎管事山脇正勝が長崎支店の従業員退職に伴い慰労金支給を申し出たものである。しかし「長崎支店支配人ヨリ別紙庶第二一号之通」、「別紙長崎ニ綴ル」という文言があるということは、長崎支店支配人が作成した同様の旨の書簡が存在し、本社には長崎管事と長崎支店それぞれが作成した書簡が送られていたことを示すものである¹⁸。なお「別紙長崎ニ綴ル」の文言は、山脇正勝が記したものではなく、本社で加筆されたものと推察される。そして「綴ル」とは、別紙が長崎支店の書簡集にまとめられたことを意味している。これは次の史料である。

〔史料 5〕

庶第二十一号

長崎支店運炭方取締係雇

月給十二円

江夏才兵衛

右ハ今般依願解雇仕候度全人義ハ数年来本務ニ従事勉勵致来候モノニ有之候間特別ヲ以テ月給壱ヶ月分御贈与相成候様仕度此段相伺候謹言

長崎支店支配人

二十五年五月二十三日

瓜生震 印〔瓜生〕

社長岩崎彌之助殿¹⁹

これが長崎管事の記した「別紙」である。宛先は岩崎彌之助であるが、前述の通り、この書簡は「長崎支店支配人ヨリ別紙庶第二一号之通」という状態、つまり一度長崎管事の手に渡り、相互参照が可能な状態で本社に送付されたと考えられる。

4-1-2 本社から場所へ（長崎管事経由）

以上が長崎支店から長崎管事を経て、本社に送付された事実を示したものである。次に本社の回答が伝達される過程をみていくが、上記と同様に長崎管事を経由していたと推察するのは容易なことであろう。まず長崎管事から長崎支店へ送られた書簡が収録されている『三菱炭坑事務所来翰 明治 24-6 年 長崎』から、〔史料 4〕・〔史料 5〕と同一案件のものを掲載する²⁰。

〔史料 6〕

管第二十三号

拝啓陳ハ庶第二十一号を以テ御申立ニ相成候運炭方取締係雇江夏才兵衛解雇ニ付特別を以テ月給壱ヶ月分贈与之件許可相成候間可然御取計相成度此段得貴意候拝具

二十五年五月三十一日

管事 山脇正勝 印〔山脇〕

長崎支店支配人

瓜生震殿²¹

この史料は、江夏へ慰労金支給を認めたものである。しかし、この指示の作成者は長崎管事であり本社ではない。本社は〔史料4〕・〔史料5〕に対する回答を作成していたのだろうか。これを確認したのが次の史料である。

〔史料7〕

第二十八号 〔瓜生〕 二十五年五月二十八日

別第二十二号を以て御申立相成候

一 長崎支店庶第二十一号長崎支店運炭方取締係雇江夏才兵衛解雇に付特別を以て月給壹ヶ月分贈与之件

〔**許可致候**〕候間其旨同支店へ御伝達可相成候右御答迄早々謹言

社長岩崎彌之助

代 荘田平五郎

管事 山脇正勝殿

〔欄外〕写²²

〔史料7〕は、慰労金支給の許可を本社が回答したものであるが、ここで注目すべきは、「写」の文字と宛先の「管事山脇正勝」である。この二つの文言とこれまでの史料から、本社から長崎支店に至る人事案件への回答は、次の二段階を経ていたことがわかる。①本社は「長崎管事への回答＝長崎支店の伺に対する回答」として長崎管事に回答を作成したこと、②長崎管事は長崎支店に対して、本社からの回答（写し）だけでなく自書も作成し、これを長崎支店の人事に対する回答としていたこと、である。

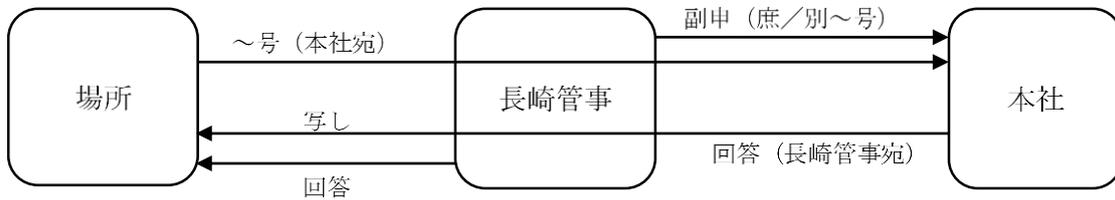
以上、〔史料4〕から〔史料7〕に至る過程から、各場所・長崎管事・本社の書簡送受を、長崎支店を例に示した。表5は、長崎支店－長崎管事－本社間の書簡送受の過程を全て復元可能な案件の一覧である。また図3は、1891～1893年における長崎管事を仲介した場所－本社間の書簡送受の過程を示したものである。

表5 長崎支店－本社間の書類送受において長崎管事を中継した案件

史料名	『長崎支店来翰 明治25年 本社』	『管事来翰 明治25年』	『本社来翰 25年1月以降 長崎』	『三菱炭坑事務所来翰 明治24－明治26年 長崎』
送付先と受取先	長崎支店→本社	長崎管事→本社	本社→長崎支店	長崎管事→長崎支店
表題	「カールジュールス、スネル氏ヲ朝顔二等機関士ニ備入伺」(3/30)	「朝顔二等機関士(スネル氏)備入伺」(3/31)	「1892年4月6日 表題なし」	「1892年4月14日 表題なし」
	「岡本弥幸上京御暇願」(4/22)	「岡本弥幸御暇願」(4/22)	「1892年4月17日 表題なし」	「1892年4月30日 表題なし」
	「露艦船長との謝礼社船夕顔号船員へ下付可致候旨伺」(4/22)	「露艦長寄贈金員処分伺」(4/23)	「1892年4月28日 表題なし」	「1892年5月2日 表題なし」
	「芙蓉、夕顔号修繕願書送付」(5/3)	「芙蓉号外一艘修繕伺」(5/3)	「1892年5月7日 表題なし」	「1892年5月15日 表題なし」
	「江夏方兵衛解雇願」(5/23)	「江夏方兵衛解雇願」(5/23)	「1892年5月28日 表題なし」	「1892年5月31日 表題なし」
	「明石号修繕伺」(10/11)	「明石号修繕伺」(10/11)	「1892年10月8日 表題なし」	「1892年10月26日 表題なし」

(注) 1.表題中の()は日付を示す。
 2.史料に目次が無い場合、表題は「西暦 日付 表題なし」としている。
 【出典】『管事来翰 明治25年』(MA-01962)、三菱史料館蔵。
 『長崎支店来翰 明治25年 本社』(MA-04305j)、三菱史料館蔵。
 『三菱炭坑事務所来翰 明治24－明治26年 長崎』(MA-04003)、三菱史料館蔵。
 『本社来翰 25年1月以降 長崎』(MA-04438)、三菱史料館蔵。

図3 1891～1893年における長崎管事を仲介した場所—本社間の書簡送受



(注) 本稿の結果をもとに筆者作成。

4-2. 三菱炭坑事務所長

4-2-1. 場所から本社へ（三菱炭坑事務所長経由）

ここでは三菱炭坑事務所長を中継する場所—本社間の書簡送受について、まず場所から本社へ送られる場合を、『新入炭坑来翰 明治26年1月—明治26年12月』を例に挙げる。

〔史料8〕

伺第二号 〔徳弘〕

不用機械売却ノ義伺

植木永■を引継機械ノ内古巻器械一組最早使用ノ見込無之候間代金二百六十八円ヲ以売却仕度此段御伺申上候

新入炭坑支配人

松田武一郎 印〔松田〕

社長岩崎彌之助殿²³

この書簡が三菱炭坑事務所長を経由したことは、①書簡番号、②書簡番号下部の印鑑、以上の2点から判明する。「伺」は、1887～1890年間、高島炭坑の人事案件が長崎管事を経て本社に送付される場合に用いられた語であったが、1891～1893年には、三菱炭坑事務所長を経由する書簡に用いられている。次に書簡番号下部には、書簡を受領した組織の人物が捺印する（第1章）。ここに〔徳弘〕とあることは、〔史料8〕は新入炭坑で作成された後、三菱炭坑事務所に送付され、事務所支配人徳弘為章の手に渡ったことがわかる。〔史料8〕に捺印したのは徳弘であるが、山脇正勝（三菱炭坑事務所長）が捺印したものも存在する。明治26年の『新入炭坑来翰』には127通の書簡が収録されているが、この中で徳弘為章または山脇正勝の印鑑が捺された書簡は33通ある²⁴。

この方法は、長崎管事のそれと酷似している。実際のところ、本社には、長崎管事の場合と同様に、三菱炭坑事務所で作成された書簡も送付されていた。

〔史料 9〕

第十号 〔岩崎〕〔二橋〕

拝啓仕候陳ハ第二号ヨリ第四号近々御書翰拝誦夫々御達仕候

新入炭坑支配人ヨリ伺第二号ヲ以テ不用器械一組代金二百六十八円ニテ売却之件

〔中略〕

右件之伺出何レとも無余儀事ト認^レ定仕候ニ付御許可相成候様仕度此段得貴意候

早々謹言

二十六年二月二十一日

三菱炭坑事務所長

山脇正勝 印〔徳弘〕

社長岩崎彌之助殿²⁵

この文中にある「伺第二号」は、内容から判断して〔史料 8〕であることは間違いない。三菱炭坑事務所では、場所から提出された社長宛の「伺」の書簡を受け取った後、〔史料 9〕のような書簡を作成し、本社に許可を求めていたことが判明する。この方法は、同時期の長崎管事と同様であった。すなわち「場所が作成した書簡（伺）」と「炭坑事務所が作成した書簡」の 2 通は炭坑事務所ですまわれ、本社に送付されていた。明治 26 年に炭坑事務所が本社に送付した書簡をまとめた『三菱炭坑事務所来翰 自明治 26 年 1 月至明治 26 年 12 月』には、新入炭坑に関する書簡が 27 通あり、同年の『新入炭坑来翰』と対応する書簡は、この中に 21 通ある（表 6）。表 6 左側が新入炭坑から（宛名上）本社宛に送付された書簡のうち、三菱炭坑事務所長または支配人の確認印があるもの、右側が三菱炭坑事務所から本社宛に送付された書簡のうち、新入炭坑の書簡に副申したものであり、左右の書簡は三菱炭坑事務所から同時に本社へ送られたと考えられる。また同表からは、「伺」でない書簡が三菱炭坑事務所を経て送付されたこともわかる。つまり三菱炭坑事務所には、その職掌に含まれるか否かに関わらず、あらゆる書簡が送付されていた可能性が指摘されるが、これを裏付ける証拠は確認できていない。

表6 『新入炭坑来翰』と『三菱炭坑事務所来翰』の対応関係(1893年)

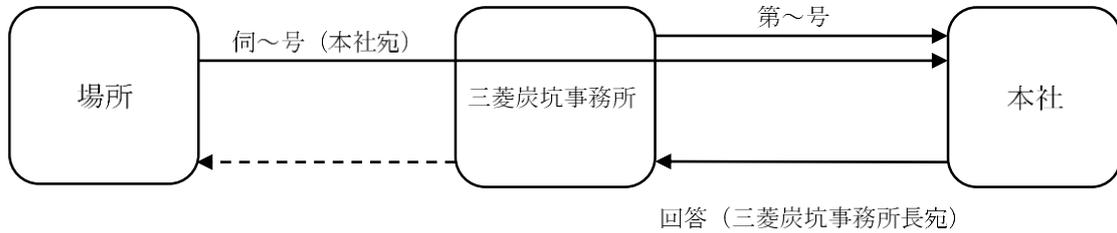
『新入炭坑来翰』			『三菱炭坑事務所来翰』				
日付	書簡番号	確認印	表題	日付	表題	作成者	代筆者
1月27日	伺1号	徳弘為章	納屋頭貸金の義に付伺書送付		n.a.		
記載なし	伺2号	徳弘為章	不用機械売却の義に付伺書送付	2月21日	新入炭坑不用器械売却、水汲補助並に汽缶修繕之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
2月13日	伺3号	徳弘為章	飲料水補助の義に付送付				
2月13日	伺4号	徳弘為章	汽缶据付の義に付伺書送付				
3月2日	伺5号	山脇正勝	ポンプ買入の義に付伺書送付	3月14日	新入炭坑ポンプ買入れの件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	なし
5月3日	伺7号	徳弘為章	坑夫頭松下弥一郎へ貸金の義に付伺書送付	5月7日	新入炭坑に於て坑夫募集の爲め松下力太郎へ金員貸与の件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
5月15日	伺8号	徳弘為章	坑夫納屋■の義に付伺書送付		n.a.		
5月15日	伺9号	徳弘為章	汽缶増設の義に付伺並に見積書送付	5月16日	新入炭坑納屋新築並に汽缶増設の件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
6月15日	伺10号	徳弘為章	五月分勘定 坑夫頭松下弥一郎へ貸金の義に付伺送付		n.a.		
6月18日	伺11号	山脇正勝	坑夫頭永田菊平松下弥一郎へ貸金の義に付伺書送付	6月24日	新入炭坑々夫永田菊平外四名より蚊帳買入金員借用願出之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	なし
6月	伺12号	山脇正勝	坑夫頭飯田義三郎、古賀源助外一名へ貸金の義に付伺書送付				
6月25日	伺13号	山脇正勝	艦船貸金結末の義に付伺送附	6月27日	新入炭坑所屬船[たい]船之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	なし
7月4日	番号なし	徳弘為章	第三坑施業案送付	7月8日	新入炭坑第三坑施業施行案認可願之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
8月12日	伺14号	山脇正勝	第一坑汽缶据付及第一坑の件に付書状送付				
8月13日	伺15号	山脇正勝	年未(か)の義に付書状送付				
8月13日	伺16号	山脇正勝	各坑仕賃の義に付伺書送付	8月20日	新入炭坑第一坑内に唧筒並に汽缶設置の件同第一坑及び第二坑地表陥落補作損害弁償並に第三坑開掘の爲め車道用地借入れの件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	なし
8月18日	伺17号	山脇正勝	第三坑車道用地青柳松外三名より借入の件に付伺書並に地処貸渡定約書四通地処買入定約書一通送付				
8月18日	第33号	山脇正勝	第三坑入用■として買入たる下新入村字永田近傍の地処登記の件並に該地■隣接地社長の名義となる居るを副社長の名義に書替の件に付書状送付	8月20日	新入炭坑より地処御名前替の件に付伺	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	なし
10月17日	伺20号	山脇正勝	本社よりの書状並に印鑑落手回答		n.a.		
9月25日	伺18号	徳弘為章	坑夫頭飯田義三郎へ貸金の義に付伺書送付	9月26日	新入炭坑坑夫頭へ貸金の件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
8月14日	伺21号	山脇正勝	本社よりの書状に就ての回答並に■の爲め試算■勘定■延引の件に付書状送付		n.a.		
10月8日	伺19号	徳弘為章	不用品売却伺	10月31日	船田碓井両坑二十七年坑業施行案の件並に新入炭坑不要品売却之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
10月22日	伺22号	徳弘為章	坑夫頭柴田伝造へ貸金の義に付伺送付	10月23日	新入炭坑二十七年坑業施行案並に坑夫頭へ金員貸与の件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
10月22日	伺23号	徳弘為章	二十七年坑業施業案送付		n.a.		
11月3日	伺24号	徳弘為章	坑夫頭飯田義三郎へ追加貸金の義に付伺書送付		n.a.		
11月26日	第45号	徳弘為章	若松築港会社株式の義に付届書送付	11月29日	筑豊鉄道碓井延延長に付同社と約定取結之件並に新入炭坑に於て若松築港株券所有之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
11月29日	第47号	徳弘為章	代用■地を新築し旧地埋立の件に付■部■会■書決議の件に付書状送付	11月30日	新入炭坑山部第二坑近傍溜池之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
12月1日	伺25号	n.a.	二十六年自一月至十二月新入炭坑損益予算表送付		n.a.		
12月3日	伺26号	n.a.	前年度繰越金決算の義に付伺書送付		n.a.		
12月8日	第51号	山脇正勝	第三坑用として吉田豊吉所有地買入登記願の爲め副社長の名義の委任状送付方請求		n.a.		
12月10日	伺27号	山脇正勝	僻病院増築の件に付書状送付	不明	新入炭坑直方病院に寄附金の件並に第三坑入用地買入れ委任状之件船田坑■へ貸金切捨の件若松支店門司仲仕小屋新築之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章
12月19日	伺28号	徳弘為章	坑夫頭へ貸金の義に付伺書送付	不明	門司港棧橋架設の件新入坑々夫頭へ貸金之件並に山脇氏外四名より筑豊鉄道及び若松築港株式譲渡委任状送附之件	三菱炭坑事務所長 山脇正勝	徳弘為章

(注) 1. n.a.は該当する史料が収録されていないことを示す。
 2. ■は判読できなかった文字を示す。
 3. 「番号なし」とは、史料上に「伺～号」ではなく、単に「伺」とのみ記されていたことを示す。
 [出典] 『新入炭坑来翰 明治26年1月～明治26年12月』(MA-04579)、三菱史料館蔵。
 『三菱炭坑事務所 管事 来翰 明治26年1月至同年12月』(MA-04322)、三菱史料館蔵。

4-2-2. 本社から場所へ(三菱炭坑事務所経由)

次に本社から場所に回答が送付される場合について、筆者は関連する史料を見つけることができなかった。推測の域を出ないが、[史料 9] 中にある「第二号ヨリ第四号近々御書翰拝誦夫々御達仕候」という言葉から考えると、本社から炭坑事務所に回答が送付され、これに基づき事務所から各場所へ書簡が送付されていたと推察される。以上の三菱炭坑事務所経由による場所一本社間の書簡送受を示したものが図4である。

図4 1891～1893年における三菱炭坑事務所を仲介した場所—本社間の書簡送受



- (注) 1. 本稿の結果をもとに筆者作成。
 2. 破線部は本稿で示されなかった過程を表す。

5. 長崎支店 (1894年1～11月)

1893年、「管事ノ役名及若松三菱炭坑事務所ノ儀ハ当年限リ相廃候」という通知により、長崎管事と三菱炭坑事務所長は同年限りで廃止され、両機関の業務は「肥筑之各炭坑若松下ノ関支店ハ業務之大体ニ就キ長崎支店之監督ヲ受ケ新事業之計画使用人之進退賞罰其他他向ト重要之計画ヲ取結フ事ニ付テハ総テ長崎支店支配人ヲ経テ本社ニ可申出長崎支店支配人ハ右ニ付意見ヲ添」えることで、長崎支店に継承された²⁶。本章では長崎支店支配人が両機関の業務を継承した事実について、史料をもとに復元することを意図している。ここで用いる史料は『長崎支店来翰 明治27年』、『鯉田炭坑来翰 明治27年』である²⁷。

5-1. 場所から本社へ

まず鯉田炭坑から本社に送付された書簡から、長崎支店関与の証拠を明らかにする。

〔史料10〕

伺第十六号 〔山脇〕

拝啓陳者当村民所有ニ係ル地所之内採炭事業ノ為メ陥落致候部分ニ対シテハ過半伺済之上補償金下付一先落着仕候処今後尚残余ノ地所陥落及其他必須ノ場合ニ際シ補償金ノ予備トシテ出炭一噸ニ付金二銭ツ、積立置度候間本月一日ヨリ右之通取計御許可被成下度此段御伺申上候拝具

二十七年七月二十五日

鯉田炭坑大木良直 印 〔大木良直〕

三菱合資会社御中

号外 〔山脇〕

拝啓陳者陥落地所補償ノ予備トシテ積立金ノ儀ニ付本日鯉田炭坑ヨリ御伺仕候趣右ハ当坑ニ於テモ同様ノ取計仕度候間御許可被成下度此段御伺申上候拝具

二十七年七月二十五日

白井炭坑大木良直 印 〔大木良直〕

〔史料 10〕は鯰田炭坑と碓井炭坑の支配人である大木良直が、鉱害補償金の予備金捻出の方法を考案し、その実施を本社に求めた書簡である。これが長崎支店を中継した証拠は、長崎支店支配人山脇正勝の印鑑である。書簡番号下部には受取先の人物が捺印したことは既に述べたが、この方法は従来と変わらず踏襲されているため、〔史料 10〕が「三菱合資会社宛」に発送されていても、実務上は長崎支店を経由したことが明らかになる。表 7 は『鯰田炭坑来翰 明治 27 年』中、長崎支店支配人山脇正勝、もしくは同店副支配人川淵正幹の捺印が確認される書簡の一覧であり、長崎支店において長崎管事と三菱炭坑事務所長の業務が継承されたことを示すものである。なお 11 月 9 日付の書簡に山脇の印鑑は無く、本社の人物が捺印しているので、正確な意味では長崎支店を中継したものではないが、鯰田炭坑が本社直轄となった一端が制度だけでなく史料からも明らかになるため、表に含めた。

表 7 『鯰田炭坑来翰 明治 27 年』中、長崎支店を中継した書簡

書簡番号	日付	捺印者	書簡番号	日付	捺印者
号外	1月7日	山脇	なし	なし	川淵
不明	2月3日	山脇	なし	なし	なし
伺第1号	1月22日	山脇	伺第14号	6月21日	山脇
伺第2号	1月23日	山脇	伺第15号	7月24日	山脇
届第1号	1月29日	山脇	伺第16号	7月25日	山脇
伺第2号	1月24日	山脇	号外	7月25日	山脇
なし	なし	山脇	伺第17号	7月26日	山脇
伺第4号	1月29日	山脇	伺第18号	7月30日	山脇
伺第5号	1月29日	山脇	号外	7月30日	山脇
第6号	2月15日	山脇	伺第19号	8月6日	山脇
第7号	3月31日	川淵	第42号	8月13日	山脇
伺第10号	4月22日	山脇	第49号	9月17日	山脇
伺第4号	4月29日	山脇	号外	9月26日	山脇
伺第8号	4月20日	山脇	伺第20号	9月26日	山脇
伺第12号	5月24日	川淵?	伺第21号	10月30日	不明
なし	なし	川淵	伺第22号	11月9日	岩崎 莊 田 二橋 瓜生

〔出典〕『鯰田炭坑来翰 明治 27 年』(MA-04584)、三菱史料館蔵。

5-2. 長崎支店から本社へ

前節にて鯰田炭坑が本社に送付した書簡が長崎支店を中継していたことが明らかにされた。ここでは、鯰田炭坑の書簡を受け取った長崎支店が本社に送った書簡をみる。

〔史料 11〕

庶第七十九号

〔岩崎〕〔莊田〕〔二橋〕 二十七年七月二十八日

拝啓仕候陳ハ新入炭坑ニ於テ坑内採炭之結果陥落地所ニ対シ補償金予備トシテ積金致度旨伺出御許可相成候処今般別紙之通鯰田炭坑伺第十六号及臼井炭坑号外ヲ以テ 〔①〕

出炭一噸ニ付金二錢宛積金之件伺出候間新入同様御許可相成候様仕度此段副申仕候謹言〔②〕

長崎支店支配人

山脇正勝

三菱合資会社御中²⁹

〔史料 11〕は、鯉田炭坑から〔史料 10〕を受け取った長崎支店支配人山脇正勝が、鯉田炭坑支配人が提案した鉱害補償金予備金捻出方法の許可を本社に副申したものである。〔史料 10〕の内容を要約すること〔①〕、その許可を求める文言〔②〕、この作法は、いずれも長崎管事・三菱炭坑事務所長の業務と酷似している。「別紙之通」という文言から、この 2 通が同封されていたであろうことも、旧来と同様の手法であったことを示すものとなる。別の書簡には「庶第七十二号端島炭坑第八号ヲ副御副申相成候本年度高浜村々費補助トシテ金百二十円支出之件認許致候間端島へ御伝達相成候³⁰」とあり、各場所が本社宛に作成した書簡と長崎支店が本社宛に作成した書簡が同時に本社に届いていたことが確認される。

5-3. 本社から場所へ

最後に本社からの回答をみる。本社の回答は史料制約によりほとんど残っていないと思われるが、『長崎支店来翰 明治 27 年』には、時折本社からの回答が収録されているため、これを引用する。

〔史料 12〕

第百五十六号 明治二十七年八月一日

庶第七十九号ヲ以テ御副申相成候鯉田伺第十六号及臼井号外陥落地所ニ対シ補償金予備トシテ積立金一屯ニ付金二錢宛設備之件認許致候間夫々可然御取斗相成候

一 第六十号ヲ以テ御開陳相成候件委曲承知致候

右御回答迄勿々謹言

社長 岩崎久彌

長崎支店

支配人御中³¹

これは〔史料 10〕、〔史料 11〕に対する回答である。鯉田炭坑が本社へ送った伺いは、本社において長崎支店への回答という形で処理された。これも従来と同様の方法である。〔史料 12〕中には「可然御取斗相成候」とあるが、長崎支店は各場所に対してどのような書簡を送付したのであろうか。現在のところ、それ自体の発見には至っていないが、長崎支店が本社に対して、「門司地所買入之件ニ付若松支店ヨリ電信ヲ以テ申来候間直ニ全様伺出候処去ル二十四日右買入之儀ハ可然取計候様御指揮有之候ニ付其旨同支店へ電報致置候間委細之義ハ同店ヨリ可申上候³²」と電報で回答したことを本社に報告したものがあつた。表 8 は長崎支店が長崎管事・三菱炭坑事務所長の業務を引き継ぎ作成した書簡の番号と、関係す

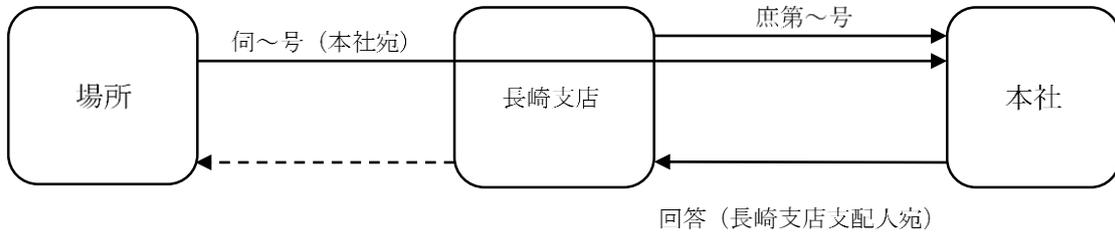
る場所の一覧である。ここでは長崎支店から本社へ送られた書簡のうち、場所からの伺に副申したものを取り上げ、各書簡がどの場所からの何番目の伺に対応しているのかを示した。また図5は、1894年における長崎支店の介在を図示したものである。

表8 『長崎支店来翰 明治27年』中、長崎管車および三菱炭坑事務所長の業務を継承した書簡

書簡番号	通し番号	日付	作成者	代筆者	関係する場所	書簡種別	備考	書簡番号	通し番号	日付	作成者	代筆者	関係する場所	書簡種別	備考
底第1号	5	1月8日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	第64号 伺第29号		底第60号	225	6月6日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第13号 伺第32号 伺第33号 伺第34号 伺第35号	
底第3号	29	1月12日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	高島炭坑	記載なし									
底第5号	27	1月15日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑	伺第1号 伺第2号		底第63号	258	6月23日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	若松支店 新入炭坑	伺第36号	
底第11号	41	1月25日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑 下関支店	記載なし									
底第13号	43	1月26日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	高島炭坑	記載なし		底第64号	263	6月29日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑	記載なし 伺第37号 伺第38号	本社回答収録(第130号)
底第19号	66	1月31日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第5号 伺第6号									
底第23号	70	2月5日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第7号		なし	267	6月29日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	若松支店	記載なし	若松支店作成文書収録(267附属) 本社回答収録(第130号)
底第23号	48	1月29日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑 若松支店 若松支店	伺第1号 伺第2号 伺第1号 第5号		底第65号	3	7月5日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第39号 伺第40号 伺第41号 伺第42号	本社回答収録(第143号)
底第22号	69	2月3日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑 磯井炭坑	伺第4号 伺第5号 記載なし 伺第2号		底第69号	217	7月14日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑 鯉田炭坑	記載なし	本社回答収録(第142号)
底第24号	80	2月16日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第8号		底第72号	32	7月18日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	端島炭坑	第8号	本社回答収録(第145号)
底第26号	90	2月14日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	高島炭坑	記載なし		底第74号	37	7月21日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	高島炭坑	第9号	
底第27号	93	2月20日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	高島炭坑	第5号 伺第6号 伺第9号 伺第10号 伺第11号	本社回答収録(第42号)	底第77号	なし	7月27日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第43号 伺第44号	本社回答収録(第155号)
底第29号	106	2月27日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第12号	本社回答収録(第53号)	底第79号	44	7月28日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑	伺第16号	本社回答収録(第156号)
底第31号	110	3月5日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第14号 第23号		底第81号	50	8月1日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑	伺第15号 伺第18号	
底第32号	115	3月8日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	高島炭坑	記載なし		底第85号	63	8月9日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	磯井炭坑 鯉田炭坑 若松支店	伺第1号 伺第19号	
底第33号	119	3月8日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	下関支店	下関第50号		底第88号	79	8月17日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑	第42号	
底第34号	121	3月10日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第14号 伺第15号		底第89号	85	8月21日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第47号	
底第36号	137	3月19日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第17号		底第90号	88	8月27日	記載なし	n.a.	新入炭坑	伺第48号	本社回答収録(第182号)
底第35号	131	3月16日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	鯉田炭坑 新入炭坑 下関支店	伺第7号 伺第16号 第58号 伺第19号		底第92号	93	9月1日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第49号	
底第39号	148	3月31日	長崎支店副支配人川瀬正幹	n.a.	新入炭坑	伺第20号	本社回答収録(第75号)	底第94号	101	9月4日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第50号	
底第42号	156	4月2日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第21号 伺第22号 伺第23号		底第95号	103	9月5日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	若松支店	底第40号	
底第44号	162	4月9日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第24号	本社回答収録(第81号)	底第96号	107	9月14日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	若松支店	底第45号	
底第46号	175	4月19日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第25号 第42号		底第97号	110	9月17日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	若松支店 下関支店	底第46号 第1号	
底第48号	185	4月28日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第26号		底第100号	118	9月22日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第51号 伺第52号	
底第49号	191	5月4日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑 磯井炭坑	伺第10号 伺第4号		底第101号	119	9月24日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第54号	本社回答収録(第211号) 伺第54号収録
底第51号	193	5月5日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	高島炭坑	第7号		底第103号	127	9月29日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑 磯井炭坑 下関支店	伺第55号 伺第5号 伺第5号 記載なし	
底第52号	195	5月7日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑 新入炭坑	伺第8号 伺第9号 伺第18号	本社回答収録(第93号)	底第104号	131	10月1日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	新入炭坑	伺第56号	
底第53号	195	5月7日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	若松支店	記載なし		底第106号	133	10月4日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	下関支店	記載なし	
底第56号	216	5月23日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	磯井炭坑	伺第1号		底第107号	135	10月6日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	高島炭坑	第11号	
底第59号	225	6月8日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第29号 伺第30号 第59号 伺第5号 第58号 鯉田炭坑 伺第17号 伺第48号 記載なし		底第108号	138	10月8日	長崎支店支配人山脇正勝	n.a.	鯉田炭坑	伺第20号	本社回答収録(第222号)
底第80号	47	7月30日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	記載なし		底第110号	150	10月17日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第58号	
								底第112号	158	10月23日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	鯉田炭坑	記載なし	
								号外	記載なし	10月22日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	高島炭坑	記載なし	
								底第114号	168	11月2日	長崎支店支配人山脇正勝	川瀬正幹	新入炭坑	伺第59号 伺第60号 第101号 第102号 伺第21号	
													磯井炭坑	伺第1号	

(注) 1. 書簡の順序は史料通りではなく、「底」の番号に従い変更している。
2. 書簡種別では、史料上に番号が明記されていない場合「記載なし」とした。
(出典) 『長崎支店来翰 明治27年』(MA-04636-002)、三菱史料館蔵。

図5 1894年における長崎支店を仲介した場所—本社間の書簡送受（同年10月まで）



- (注) 1. 本稿の結果をもとに筆者作成。
 2. 破線部は本稿で示されなかった過程を表す。

6. おわりに

以上の検証により、1887～1894年における三職を中継する社内文書送受の過程が明らかにされた。最後にこれまでの要約と今後の展望を概観することで、本稿の結びとする。

まず長崎管事・三菱炭坑事務所・長崎支店は、三菱の経営管理組織の研究上、その役割や実態を疑問視される存在であった。しかし三菱の経営管理組織の発展史を振り返ったとき、三職の役割は再考されるべきであり、これを考察するためには「仕事をしていたこと」という、ある意味当然のことを検証する必要がある。そのため本稿は、当該期間における職掌を整理し、三職の実務を時期ごとに示した。

まず1887～1890年は長崎管事の実務を検証するために、造船所や高島炭坑の史料を用い本社宛の書簡が長崎管事を経由して本社に送付されたこと、本社は「長崎管事への回答＝場所への回答」として処理し、長崎管事は社長名義で場所に回答した。次に1891～1893年は、長崎管事と三菱炭坑事務所長の実務を検証した。二職は職掌こそ異なるが、旧来の長崎管事とはほぼ同じ方法により場所—本社間を仲介した。ここで1887～1893年における長崎管事を中継する事務処理について、経営管理組織上の観点から一言指摘しておきたい。第2・3章では、造船所の人事が炭坑事務所において社長名義で作成されていたことや、長崎支店の人事が、本社からの長崎管事宛書簡と長崎管事からの同店宛書簡の送付という形で処理されたことを示した。最後に1894年（10月まで）の長崎支店においても、旧来の方法が踏襲されていた。

このように、本稿は各時期における三職の実務を検証した。これは書簡の特徴、すなわち書簡番号の接頭語とその意味・確認印の位置および捺印者の所属・罫紙・代筆者の所属といった諸点を把握した上でなければ示すことのできなかつた問題であったが、一通りの作業により、本稿の目的である三職の場所—本社間への介在は示された。よって筆者の本来の関心である、明治20年代の三菱の経営管理組織における三職の役割を考察するための土台が形成されたと考えている。三職の役割は別稿により考察したい。

1 在長崎管事は役職、三菱炭坑事務所と長崎支店は組織という違いがあるので、これらを

総称する場合、便宜上三職と表現する。なお在長崎管事は、時期により在直方、在若松と改称されるが、以後長崎管事に統一する。

- 2 『例規大全(一)』(MA-01139), 三菱史料館蔵／岩崎彌太郎・岩崎彌之助伝記編纂会(1971)『岩崎彌之助伝 下』, 108-109 頁, 凸版印刷株式会社。例えば『彌之助伝』において、長崎管事と三菱炭坑事務所長は次のように紹介されている。
「炭硯事業についても、種々の整備が行われたが、最も注目するのは、九州事業に対する施策である。その最初の現はれは、長崎に最高職の管事を常駐せしめて、九州の全炭坑と長崎造船所を支配させたことである。明治二十一年十二月、長崎造船所支配人兼高島炭坑事務所長の山脇正勝を管事に任命して、この任務に就かせた。同時に従来長崎に設置されてきた高島炭坑長崎事務所（主として高島炭の販売を行ふ）を三菱炭坑事務所と改め、管事山脇の事務所として九州炭坑の全体を統括させた。〔中略〕二十三年十二月長崎の三菱炭坑事務所を筑豊の直方^{のうかた}に移した。新事務所は管事山脇の下に炭坑事務所長徳弘為章、鉦山師長南部球吾を配し、各炭坑の事業計画及び出炭の促進について各種の方策を樹てさせた」、『彌之助伝』, 108-109 頁。下線部引用者。なお「のうかた」のルビは原文ママ。
- 3 長沢康昭（三島康雄編）「三菱財閥の経営組織」『日本財閥経営史 三菱財閥』, 日本経済新聞社, 1981 年, 59-113 頁。引用は 74 頁；武田晴人（2001）「創業期の三菱造船所」『三菱史料館論集』第 2 号, 三菱経済研究所, 1-68 頁。
武田（2001）が長崎管事を低評価に置く理由は、次の通り。「形式的には、造船所と炭坑の責任者から管事山脇を経由して本社との意思の疎通が図られることに改められたということになる。もっとも、それがどれほどの意味を持っていたかは曖昧である。〔中略〕実際の手簡類は造船所長として山脇名で発信され、本社の社長からも所長宛で手簡がやりとりされており、山脇の管事としての役割が記録上からは明確にし得ないからである。それ故にここでは、この『在長崎管事経由』が実質的な意味を持つことは少なかったと考えておきたい」、武田（2001）, 20-21 頁。
- 4 「この改革の本質は長崎支店支配人の影響力を殺ぐことにあったと考えるべきであろう〔中略〕合資会社設立を期に本社を頂点とする一元的管理機構の構築が試みられた際、長崎支店の抵抗によって一定の妥協を余儀なくされたものが、この改革によって当初の構想に一步近づいた」、日向祥子（2008）「1900 年以前における三菱合資会社の九州地域管理」『三菱史料館論集』, 第 9 号, 85-190 中, 94 頁。下線部引用者。
- 5 日向（2008）, 169 頁。
- 6 三菱の経営管理組織の研究において、場所制度とは、「一定の権限が委譲された地理的ブロック別管理」に基づき経営された時期（明治 20 年代）の組織形態、部制はスペシャリスト的な人物をトップマネジメントに据えた組織であるが、全社的な利害調整を行う役職・組織が未成熟な時期（明治 30 年代）の組織形態、事業部制は社長・管事による全社的調整、事業部による事業運営、各支店・鉦山・造船所等による現業というように、部制の問題点の解消を意図しつつ権限の画定がなされた時期の（明治 40 年代）組織形態を指す。長沢（1981）, 71-84 頁。引用部は 74 頁。
- 7 『例規大全 一』(MA-01139), 19 頁。
- 8 同上。
- 9 制度上、1894 年 10 月 31 日をもって長崎支店の長崎管事・三菱炭坑事務所から継承した業務は本社の職掌とされたが、史料から 11 月初旬に長崎支店支配人がこの業務を行っていたことが確認されている。『例規大全 一』(MA-01139), 84 頁。
- 10 「1890 年 2 月 23 日 表題なし」, 『本社来翰第 1 号(C 号)明治 21 年 5 月・明治 24 年 12 月分』(MA-12066-002), 三菱史料館蔵。
- 11 三菱の従業員は使用人と場所限傭員、いわゆる本社採用と現地採用の二種に大別されるが、本稿では簡略化のため、その区分をせずに従業員と呼称した。詳細は鈴木良隆（2002）

- 「三菱の『使用人』明治19～大正6年」『三菱史料館論集』第3号, 111-154頁参照。
- 12 「1890年8月23日 表題なし」／「1890年9月17日 表題なし」, いずれも『本社来翰第1号(C号)明治21年5月-明治24年12月分』(MA-12066-002), 三菱史料館蔵。
- 13 「1890年9月26日 表題なし」『管事宛本社来翰 明治23年』(MA-04437), 三菱史料館蔵。
- 14 「1890年8月29日 表題なし」『高島炭坑往翰写帳 明治23年』(MA-04328), 三菱史料館蔵。
- 15 「1890年5月27日 管事山脇正勝→岩崎彌之助」, 『管事宛本社来翰 明治23年』(MA-04437)／「1890年5月29日 社長岩崎彌之助(川淵正幹代筆)→高島炭坑長南部球吾 高第百六十二号」, 『高島炭坑往翰写帳 明治23年』(MA-04328)。
『高島炭坑往翰写帳 明治23年』によれば, 慰労金支給は14件確認されているが, 長崎管事を経由した事実が史料から判明するのは2件のみである。
- 16 当該期の長崎管事の正式名称は, 在直方管事(1891年まで), 在若松管事(1893年まで)である。
- 17 「江夏方兵衛解雇願」『管事来翰 明治25年』(MA-01962), 三菱史料館蔵。
- 18 なお『管事来翰 明治25年』中, 長崎支店に関係する116通の書簡全てに別紙, すなわち長崎支店で作成された書簡が存在した。
- 19 「江夏方兵衛解雇願」『長崎支店来翰 明治25年 本社』(MA-04305j), 三菱史料館蔵。
- 20 史料上, 本社から長崎管事へ送付された書簡のうち, 長崎支店に関するものは40通確認される。
- 21 「1892年5月31日 表題なし」『三菱炭坑事務所来翰 明治24年-明治26年 長崎』(MA-04003), 三菱史料館蔵。
- 22 「1892年5月28日 表題なし」『本社来翰 明治25年 長崎』(MA-04305j), 三菱史料館蔵。
- 23 「不用機械売却ノ義ニ付伺書送付」『新入炭坑来翰 明治26年1月-明治26年12月』(MA-04579), 三菱史料館蔵。
- 24 『新入炭坑来翰 明治26年1月-明治26年12月』(MA-04579), 三菱史料館蔵。
- 25 「新入炭坑不用器械売却, 水汲補助並ニ汽缶増設之件」『三菱炭坑事務所・管事来翰 明治26年1月-12月』(MA-04322j), 三菱史料館蔵。
- 26 「商法ノ規定ニ依リ三菱合資会社ヲ組織シ三菱社ノ事業ヲ同社ニ譲渡ニ付一般心得方ノ件」『例規大全 一』(MA-01139), 67頁／「三菱合資会社設立三菱社ノ業務継続其他ノ件」『例規大全 一』(MA-01139), 70頁。
- 27 明治27年中に各場所, 長崎支店, もしくは本社から送付された書簡集に該当するものは, 筆者が調査した限りでは, 『長崎支店来翰 明治27年』(MA-04636-002)(長崎支店→本社), 『鯉田炭坑来翰 明治27年』(MA-04584)(鯉田炭坑→本社), 『若松支店来翰 明治27年 長崎』(MA-02569)(若松支店→長崎支店), 『高島炭坑 明治27年分』(MA-04656)(高島炭坑→本社)等がある(2つ目の括弧内は書簡の発送者→宛先を示す)。この中で史料状態がよく利用可能なものは, 『長崎支店来翰 明治27年』, 『鯉田炭坑来翰 明治27年』, 『高島炭坑 明治27年分』である。
- なお長崎支店も場所の一つであるから, 各炭坑だけでなく「長崎支店から本社に出された伺」も当然存在するが, 本稿の関心は, 長崎支店が継承した長崎管事・三菱炭坑事務所の各場所-本社間の仲介を示すことにあるため, 以下の分析では触れていない。
- 28 「1894年7月25日 表題なし」『鯉田炭坑来翰 明治27年』(MA-04584), 三菱史料館蔵。
- 29 「1894年7月28日 表題なし」『長崎支店来翰 明治27年』(MA-04636-002), 三菱史料館蔵。
- 30 「1894年7月22日 表題なし」『長崎支店来翰 明治27年』(MA-04636-002), 三菱

史料館蔵。下線部引用者。

³¹ 「1894年8月1日 表題なし」『長崎支店来翰 明治27年』(MA-04636-002), 三菱史料館蔵。

³² 「1894年9月1日 表題なし」『長崎支店来翰 明治二十七年』(MA-04636-002), 三菱史料館蔵。下線部引用者。